

【1984年1月26日】国民年金制度の改正について（答申）

国民年金審議会

国民年金審議会答申

国民年金制度の改正について

昭和五十九年一月二十六日

昭和五十八年十一月二十八日厚生省発年第二十三号をもって諮問のあった標記については、二十一世紀の本格的な高齢化社会における安定した年金制度の基盤を確立するため、国民年金制度の適用を拡大し、全国民共通の基礎年金を支給する制度に発展させるものであり、当審議会が、昭和五十四年九月に提言した国民年金制度の改正に関する意見の趣旨にも適合するものとして、了承する。

また、従来からの懸案であった、被用者の妻の年金保障、二十歳前に初診日のある障害者の年金問題及び在外邦人の適用問題が解決される点は、高く評価する。

今回の改正は、国民年金制度創設以来の制度体系全般にわたる大幅なものであるため、現行制度からの円滑な移行に相当長期間を要すること、また、その施行にあたっては、国民への周知、徹底に万全を期する必要があることから、一刻も早い本改正の実現を期すべきである。

なお、さらに検討すべき課題もあるので、以下のとおり意見を述べる。

自営業者等に対する基礎年金の上のせとしての所得保障については、付加年金のあり方も含め、今後の課題として検討すべきである。

学生の適用のあり方については、引き続き検討すべきである。今回の諮問に対する意見は上記のとおりであるが、基礎年金導入の趣旨、目的に照らし、共済年金の速やかな参加を期待する。